

藤沢市地域公共交通会議の傍聴要領

傍聴手続

- 1 藤沢市地域公共交通会議(以下、「交通会議」という。)の開催時刻15分前から受付を開始します。交通会議を傍聴しようとする方は、5分前までに受付を済ませてください。
- 2 定員は、5人です。
- 3 傍聴希望者数が定員を超える場合は、抽選により決定します。

傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- 1 会長の指示に従い、静穏に傍聴してください。
- 2 会議場において発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明したりしないでください。
- 3 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないでください。
- 4 他の傍聴者の迷惑になるような行動をしないでください。
- 5 写真撮影、ビデオ撮影、録音等をしないでください。
- 6 協議会の進行中はパソコンの使用はしないでください。
- 7 その他協議会の進行を妨げるような行為をしないでください。

会場の秩序維持

傍聴者がこの要領に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただきます。

報道関係者の傍聴

- 1 報道関係者の傍聴についても、「傍聴者の遵守事項」及び「会場の秩序維持」は同様の取扱いとなります。
- 2 写真撮影、録画又は録音は、交通会議の開始前とします(事前に会長の許可が必要となります)。